

## 取手市と龍ヶ崎市との創業支援広域連携に関する協定書

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市当事者が署名の上、各自1通を保有するものとする。

取手市と龍ヶ崎市（以下「両市」という。）は、創業支援について相互に連携することに關し、次のとおり協定を締結する。

平成29年11月14日

### （目的）

第1条 本協定は、両市が相互に緊密に連携し、創業者の増大及び新事業の創出を図ることにより、両市の地域経済の活性化に資することを目的とする。

取手市長

藤井信吾

### （連携事項）

第2条 両市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携して取り組むものとする。

- (1) 両市の連携事業を統括する「起業家タウン☆Match 広域連携推進本部」に関する事項
- (2) インキュベーション施設の運営に関する事項
- (3) 創業支援に関連するセミナーや相談などのソフト事業に関する事項
- (4) 創業支援に関連する広報及び周知に関する事項
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

龍ヶ崎市長

中山一生

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに両市のいずれかから書面により特段の申出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第4条 両市の連携事業の実施に当たって知り得た秘密を、両市の承認を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

### （その他）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両市が協議して定めるものとする。